

社 援 発 0426 第 1 号
令 和 4 年 4 月 26 日

都道府県知事 殿
各 市長 殿
特別区長
福祉事務所を設置する町村の長

厚生労働省社会・援護局長
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について」の
一部改正について

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給については、令和3年6月11日社援発0611第7号本職通知により行われており、令和3年8月17日社援発0817第2号本職通知、令和3年11月30日社援発1130第1号本職通知、令和4年2月25日社援発0225第2号本職通知により一部改正を行ったところであるが、今般、取扱の一部を別添の新旧対照表のとおり改正することとしたので通知する。